

令和 2 年

## 第 3 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 2 年 8 月 5 日

閉 会 令和 2 年 8 月 5 日

大 津 町 議 会

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 大津町議会議場執行部席の変更
- 専決事項の報告（1件）



## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第 5 5 号	大津町立大津小学校増築及び改修工事請負契約の締結について
議案第 5 6 号	大津町立大津北中学校増築工事請負契約の締結について
議案第 5 7 号	学校給食用食器購入について
議案第 5 8 号	令和 2 年度大津町一般会計補正予算（第 4 号）について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 2 年 8 月 5 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分 開会  
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 5 5 号 大津町立大津小学校増築及び改修工事請負契約の締結について

日程第 5 議案第 5 6 号 大津町立大津北中学校増築工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 5 7 号 学校給食用食器購入について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 7 議案第 5 8 号 令和 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄君) ただいまから、令和 2 年第 3 回大津町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

なお、坂本典光君と山部良二君より欠席の届けがっておりますので報告します。

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、9 番源川貞夫君、1 0 番大塚龍一郎君を指名します。

**日程第 2 会期の決定**

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

**日程第 3 諸般の報告**

○議 長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程、並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第55号から日程第6 議案第57号まで一括上程・提案理由の説明・  
質疑・討論・表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 議案第55号、「大津町立大津小学校増築及び改修工事請負契約の締結について」から日程第6 議案第57号、「学校給食用食器購入について」までの3件を一括して議題とします。

お諮りします。

議案第55号から議案第57号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第57号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の臨時議会に提案いたしました案件の提案理由の前に、一言、ご報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染者が大津町民において発生しております。県レベルにつきましても、4の警報に引き上げられておりますので、今後につきましても、町民とも一丸となって感染予防に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、早速、議案第55号、大津町立大津小学校増築及び改修工事請負契約の締結についてでございますが、令和2年6月10日に条件付一般競争入札の公告を行い、7月20日に入札を実施いたしました。入札の結果、西原・日置建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町引水752番地、株式会社西原建設工業、代表取締役、鈴木秀和様と3億6千960万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

次に、議案第56号、大津町立大津北中学校増築工事請負契約の締結についてでございますが、令和2年6月10日に条件付一般競争入札の公告を行い、7月20日に入札を実施いたしました。入札の結果、肥後木村・荒牧建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役、澤村奈古様と4億4千440万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第55号及び議案第56号の2議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める、予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、

議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第57号、学校給食用食器購入についてでございますが、令和2年7月28日に指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、熊本県熊本市東区湖東3丁目3-1第二藤山ビル102、日本調理機株式会社熊本営業所、所長、松山哲也様と770万円で物品売買契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に定める、予定価格700万円以上の動産の買入れでございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。議案第55号、大津町立大津小学校増築及び改修工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案集は1ページと2ページ、説明資料集は1ページから2ページをお願いいたします。

今回の工事請負契約案件は、大津町立大津小学校増築及び改修工事ですけれども、工事の概要等につきましては、後ほど教育部長が説明をいたしますので、私のほうから入札関係についてご説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づきまして、条件付一般競争入札により実施をいたしました。

説明資料集の1ページをお願いします。

建設工事の種類は建築一式で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づき、甲型の共同施工方式とし、共同企業体の構成員は2者もしくは3者としております。代表構成員は、町格付建築A、構成員2は、町格付建築BまたはC、構成員3は、町格付建築Cとしております。営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3とも町内に主たる営業所を有することとしております。

施工実績に関する事項では、代表構成員は平成18年度以降、元請けとして日本国内において完成したRC造の建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は①左記の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②として、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③として、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。このすべての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和2年6月10日に条件付一般競争入札の公告を行いまして、入札参加資格を確認し、7月20日に入札を実施いたしました。

2ページをお願いいたします。

入札結果についてご説明いたします。入札参加者は5者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、西原・日置建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町引水752番地、株式会社西原建設工業の代表取締役、鈴木秀和様が3億3千600万円で落札をされ、契約金額は3億6千960万円となっております。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和3年3月25日までとしております。なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

次に、議案第56号、大津町立大津北中学校増築工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案集は3ページ、4ページ、説明資料集は8から9ページになります。

大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づきまして、条件付一般競争入札により実施をいたしました。

説明資料集の8ページをお願いいたします。

建設工事の種類は建築一式で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づき、甲型の共同施工方式とし、共同企業体の構成員数は2者もしくは3者としております。代表構成員は、町格付建築A、構成員2は、町格付建築BまたはC、構成員3は、町格付建築Cとしております。営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3とも町内に主たる営業所を有することとしております。

施工実績に関する事項では、代表構成員は平成18年度以降、元請けとして国内において完成したRC造の建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は①左記の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②として、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③として、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。このすべての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和2年6月10日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、7月20日に入札を実施いたしました。

9ページをお願いします。

入札の結果についてご説明いたします。入札参加者は5者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、肥後木村・荒牧建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役、澤村奈古様が4億400万円で落札をされ、契約金額は4億4千440万円となっております。工期は、議会議決承認を経まして、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和3年の3月25日までとしております。なお、予定価格等につきましては、

左下に記載のとおりでございます。

最後に、議案第57号、学校給食用食器購入につきましてご説明を申し上げます。

議案集は5から6ページ、説明資料集は15ページをお願いいたします。

この物品の調達は、学校給食用に食器を購入するもので、食器類を取り扱う業者からの調達となります。

今回の調達につきましては、指名競争入札により調達を行うことといたしました。

業者の選定につきましては、大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定に基づく、入札参加者名簿に登録されたもののうちから、県内に事業所があり、専門性や実績を備えた7者を選考し、7月の28日に入札を実施いたしました。

説明資料の15ページ、学校給食用食器購入の概要及び入札の結果について説明をいたします。

物品名は、学校給食用食器でございます。

仕様及び装備品につきましては、記載のとおりです。

購入金額は770万円で、納期は令和3年の3月31日までといたしております。購入の相手方は、熊本市東区湖東3丁目3-1第二藤山ビル102、日本調理機株式会社熊本営業所、所長、松山哲也様でございます。

指名業者及び入札率については記載のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。私のほうから工事の概要、それから、物品購入の内容についてご説明をさせていただきます。

議案第55号、大津町立大津小学校増築及び改修工事請負契約の締結について説明します。

議案集の1ページ、2ページ、説明資料は3ページから7ページをお願いいたします。

大津町立大津小学校増築及び改修工事について概要をご説明します。

この工事は、大津小学校児童数の増加に伴い、教室不足を解消するとともに、児童の学校生活環境及び教職員の労働環境改善を目的に行うものです。

工事の概要についてですが、鉄筋コンクリート造り2階建ての教室棟増築工事と、職員室の増築、それから、職員用女子トイレ改修及び男子トイレの増築、校長室一部の倉庫改修の工事です。

教室棟増築については、各階4室の計8教室、あわせまして、児童用男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、手洗いを各階に1カ所ずつ設置いたします。

管理等増築については、教職員数の増加に伴い、教職員用男子トイレの増築と、既存の男子トイレを撤去し、女子トイレの増床の改修工事を行うものでございます。

職員室につきましても、教職員の増加に伴い、職員室を南側へ広げるものでございます。

なお、契約後は、学校とも入念にスケジュール調整を行い、できる限り児童の学習への影響を少なくしながら工事を進めていきたいと考えております。

竣工は令和3年3月25日を予定しております。

続きまして、議案第56号、大津町立大津北中学校増築工事請負契約の締結について説明をいたします。

議案集の3ページ、4ページ、説明資料は10ページから14ページをお願いいたします。

大津町立大津北中学校増築工事について概要をご説明します。

この工事は、大津北中学校生徒数の増加に伴い、教室不足を解消するとともに、生徒の学校生活環境改善を目的に行うものです。

工事の概要についてですが、鉄筋コンクリート造り2階建ての教室棟増築工事と鉄骨造り2階建ての渡り廊下増築工事、また、生徒の駐輪場の撤去及び新築工事です。

教室棟増築については、各階4室の計8教室、あわせて、生徒用男子トイレ、女子トイレ、手洗いを各階に1カ所ずつ設置いたします。

また、多目的トイレについては、2階に1カ所設ける計画としております。

また、校舎本館と増築棟をつなぐ渡り廊下は鉄骨造り2階建てといたします。

増築予定場所の駐輪場につきましては、撤去し西側へ新築をするものです。

契約後は、学校とも入念にスケジュール調整を行い、できる限り生徒の学習への影響を少なくしながら工事を進めてまいりたいと考えております。

竣工は令和3年3月25日を予定しております。

続きまして、議案第57号、学校給食用食器購入について説明をいたします。

議案集の5ページ、6ページをお願いいたします。説明資料は16ページをお願いいたします。

学校給食用食器購入について概要をご説明します。

今回、購入しようとする給食用の食器につきましては、前回の更新から8年が経過しており、現在のところ衛生面に影響する大きな劣化は認められませんが、毎日の使用により、少しずつ劣化が進み、目に見えない傷などに菌が付きやすくなることが考えられます。また、メーカー推奨の耐用年数も5年から6年であることから、新たに買い替えをお願いするものであります。

調達数量の内訳は、説明資料の4、調達数量等に記載しておりますとおり、ボールAが5千枚、無垢のボールBが5千枚となっております。

また、納期につきましては、食器の入れ替えの準備等で、平日約4日ほどが必要になりますので、冬休み、もしくは春休みでの入れ替え作業となりますので、令和3年3月31日としております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。子どもたちの人口が増えて増築にいたるといのは、非常にいいことだろうと、本当に感じるのですが、要は、コロナ禍において、いろんな会社自体が在宅勤務というのに取り組んでおります。そういうことを考えますれば、在宅勤務の方に先日ちょっとお会いして聞いたら、週に1回、もしくは2回出て行ってますということで、一体今まで何だったん

だろうと、行かなくても済んだのかっていう声も聞かれました。ということは、じゃあこのそういったものが学校に適用して、それにうまい具合合致あうようにしたならば増築あたりも要らなくなるのではないかなということも考えられないかなと思ったわけです。ですから、例えば、在宅授業、そういったものの進捗状況あたりとですね、今後の展望を聞いておかないと、これから先の人口増に対して、増築増築、もしくはまた別に小学校を建てる、中学校を建てるということになりかねませんので、そういったものの取り組みと同時並行で考えなければ、足らんからつくったというような、言うならばちょっと浅はかなんですよね。時代はどんどんこう変化しておりますので、そういったこの将来展望の計画というものが浮かび上がってくるのではないかなというふうに思います。この点について質問いたします。

そしてまた、57号の食器購入についてでありますけれども、その長期間の休みにおける入れ替えという話が今出てきました。私は、食器入れ替えあたりはですね、新しい物を時間があるときに洗っておいて、そして入れ替えれば、全然そういったですね、別の日を使って、そういった経費を使うということがほとんどないのではないかなと。ここもですね、何か合理性がないかなというふうに感じてしまいます。

それと57号あたりは、もちろん入札参加資格というものを申し込まなければならないかもしれないけれども、大津町において、我が町において、そういった取り扱いができる業者がないものかなと。こういったですね、入札参加資格あたりを出さなければならないとか、町の仕事を取ることができかできないかあたりも知らないような業者さんがいやしいかなと思うんです。そういったところには手を差し伸べないと、地元の方々に、やはり地場企業優先、育成っていう形はですね、取っていかないと、自治体はそういった姿勢が求められると思うんですよね。そういったところまできちんと調べて取り扱いがあるところというような形でしか行けなかったのか。以前もですね、私は監査あたりでその長年やりましたけれども、町の業者にいないのかというようなことが一つの物品においてあったんですね。これ200万円ぐらいした品物だったんですけれども、大津の業者に言ったら半額になりました。そういったこともあり得るんです。なぜかというなら、うちは町のことだったならば協力したいから利益はもう本当手数料だけでいいんですと言われたんですよ。ですから、そういった効果さえも地場企業を使うことによって経費を抑えることができることにつながる可能性があるということです。ですから、そういったことも考えられますので、きちんと大津町にはそういった業者、取り扱える業者がないのかどうか。そういったものまでやはり調べて、そして、そういった業者がないか、商工会に振ったりとか、いろんなところに振ったりしてですね、調べ上げてでもですね、チャンスを与えてあげる。チャンスですよ、そういったものをやらなければならないと思いますので、実際、コロナ禍において、非常に財政状況も厳しくなるのはもう明らかです。ですから、そういったですね、新しい取り組み、考え方、既存概念に捉われないようなものが今求められていると思いますので、質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、永田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、在宅勤務が増えてきたと。学校の在宅授業とかの進捗状況、それから、将来の展望というふうなお尋ねだったと思います。はい、今回、確かにコロナの感染の影響でいろんな企業さんが大々的にテレワークとかということで在宅勤務に移行されております。学校のほうもですね、今回は長期に渡る休校をすることになりました。その中で、国が示します1人1台のタブレットの導入ということで、今、急ぎこう整備を準備を進めているところでございます。今回、その中で、先進的に、全国的にも取り組んでいる自治体では1人1台が整備されているところについては、もう遠隔授業といった展開も確かに見られているところでございます。まだ、今後、うちのほうはですね、できるだけ速やかに整備を進めて、きたるべき第2波、第3波に備えるべく進めているところではございます。ただ、今後、将来的に考えた場合、確かに、そういった遠隔授業とかってというのはどんどんどんどん進んでいくのかなと感じております。学校でも授業の取り組み方の確かに一つになっていくかとは思いますが、ただし、全部が全部その今の段階では、今学校に来ている部分を大半家庭でのやり取りという授業に移行するには、まだ時間がやはりかなりかかるのかなとは思っております。それと、あとやはり、子どもたちを育てていくためには、遠隔だけの授業ではなくて、やはり直接の対話をしながらそういったところの指導もここは必要ではないかと考えているところでございます。

ただ、時代の流れとしては、そういったいろんな部分で、その遠隔授業の効果というのはあるかと思えます。例えば、今回、長期の休校に伴って、不登校での児童・生徒さんが時々の登校日に出席するとか、それとか、遠隔授業での参加ができるとか、そういった良い面も見られているようでございますので、今後は、そういった時代の流れも注視しながらですね、進めて行くことと考えております。

今回は増築ということで、そちらのほうを比較した場合ということでは、取り急ぎ教室が不足しますので、はい、お願いして、この分はしていただきたいと考えているところでございます。

それから、2つ目の質問で、食器の購入の入れ替えについてということでございます。長期休校の休みのときの期間中では合理性はいかなるものかというようなご質問だったかと思えます。今のところ、確かに、平日の入れ替えもやろうと思えばできないことはないのかもしれませんが、やはり毎日、平日には給食の提供、そういった作業をしながら、限られたスペースの中でといったこともありますので、やはり給食が提供しない長期期間中にその作業をさせていただければということで、今、納品の時期あたりは考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 3点目の入札についてのお尋ねですけれども、給食の食器ということで、より専門性や実績を備えたということで、入札に伴いまして、入札の参加資格のためのそれぞれ書類を各業者が提出をされております。その中で、登録された名簿の中から、その今の更新にあう、うちが求めている仕様にあうものをですね、当然選定するわけですけれども、おっしゃいますように、町内の事業所も含めて全体的に検討する中で、より専門性、実績を有する者として7者選定をし、入札をしたということでございます。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

要するに、長期的な計画の中には、組み込まれていないというふうに見受けました。要はですね、この今回の55号、56号あたりを考えてみたときにですね、増築という形になったならば、この箱物というものが、もしそういったもののICTやいろんなこうWi-Fiを使ってですね、いろんなところで、義務教育という縛りもあるかもしれませんが、いろんな形でおそらくこれから先は変わっていくものと私は感じるんです。おそらく大学並みにですね、単位数を取ればいいのか、そういったふうになってきやしないかなといったときに、おそらく教室は無用の長物になるのではないかなというおそれです。ですから、将来は、もちろんわかりません。しかしながら、それぐらいのいくつかの想定をしとかななくてはならないということなんです。ここが甘いと本当に無駄な経費を使ってしまうと、ここが一番私は危険性が残っていると思います。それまでにはまだ時間がかかるっていう部長の答弁はありましたけれども、もちろん時間はかかるでしょうけれども、変わるときには一挙に替わるときもありますよ。これはですね、国としても、おそらくもう切羽詰まったならば、変わるんです。おそらく、今回の大規模の支出によっていろんなものを変えてくると私は見ているんです。ですから、いろんな省庁が四苦八苦するでしょう。ですから、そういったものを考えますれば、まさに乱世に突入しているのかなというふうに感じますので、長期的な展望の中に、その中というのは、いくつぐらいこう何ていうか、こうなるだろう、ああなるだろうというのをある程度見立てとさんと、国の言いなり、県の言いなりであたふたしとったってだめかなと思います。それぐらいのしたたかさは地方自治体、今は、今からは求められると思いますので、この点について、何も計画がないのか、いきあたりばったりで、言われたことだけしとけばいいのかというふうに感じとられますので、そういったその議論がですね、教育委員会でどこまでされているのかなと思いますので、質疑をいたします。

それと、学校給食については、今、総務部長から答弁がありましたけれども、結局、門戸は開いてないということですよ。言うなら、チャンスを与えるためには、こちらから手を差し伸べるべきじゃないかという、私は質疑をしたつもりです。それはやってないということですよ。ですから、その点について、それがやっているのか、やってないのかということですよ。私はチャンスを与えてこの町の方々がもちろん内示と言ったら大袈裟ですけども、町の中でいろんなものが回せられるものは回すっていう基礎基本にまず立ち返ってですね、いろんなものをこうやっていったらどうかというふうに考えますので、この点につきましても、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、永田議員の再質問にお答えします。

先ほど、答弁しました内容で長期的な展望が見ていかなければいけないと、そういった想定をやっていくべきじゃないかというようなご質問だったかと思います。先ほど、ちょっと答えの中に、ちょっと忘れましたが、現在の法律の中では、小中学校の通信教育が認めていないという部分がございます。ただ、本当この時代の流れはですね、大きく傾いているかなというふうに、今回、GIGAスクール構想の流れを見ましたら、そういったことを非常に強く感じているところでございます。

なので、先ほども言いました、そういったところのメリットが今後はですね、どんどん進められていく可能性もございますので、私たちとしましては、できるだけ将来の、先の展望を、子どもたちの展望を見据えながら進めていかなければならないと考えているところです。

はい、以上でございます。ありがとうございました。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 永田議員からの教育委員会における増築棟に伴う今後のその学校施設等の、あるいは教育のあり方の長期的な展望はどう思っているのかというご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、教育委員会のほうでは、GIGAスクール構想にのっかって、ICTの装備を早急に進めているところでございます。このことを早急に進めることによって、今回のようなコロナ禍における在宅の子どもたちがリモートで授業を受けることが可能になる。これは一つのメリットだと思っております。しかしながら、GIGAスクール構想の一番大きな目的は、現在の学校における授業の質をですね、さらに向上させるということに大きな目的があるわけでありまして、最終的に、子どもたちが家にいて、授業を受けるようになるということを目的にしたものではないというふうには受け止めていますし、そのようなものでございます。したがって、ずっとずっと将来の学校像がどうなっていくのかということに関しましては、私もこの場では断言できませんけれども、今回のGIGAスクール構想におきましては、しっかりとICTの環境を整えることによって、子どもたちが今教室で学んでいる授業の質をさらに向上させ、将来に渡る子どもたちの学力の質を高めるということを目的にやっているということをご理解いただきたいなと思っております。

なお、増築に関しましては、本当に毎回ですね、議員の皆様方にはご心配をかけ、また、様々なご意見を伺っているところでございます。この辺につきましては、私自身としましては大きな課題だと受け止めておりますので、しっかりと町部局とも検討を重ねながら、しかるべきときにきちんと議会のほうにも提案ができるように検討していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 入札について、地場企業育成という考え方からいろんなチャンスを与えるべきじゃないかというようなご質問だと思います。

今回の件につきましては、指名競争入札で入札をさせていただいておりますけれども、この件につきましては、指名願いをそれぞれ町内の業者も含めて出されております。その中で、該当する業者について選定を7者させていただいたということで、今回の事業について、仕様関係ですね、を考えるにあたって、より専門性や実績を備えていることで、7者、今回選定をさせていただいているところです。

ただ、今後につきましてはですね、おっしゃいますように、地場企業育成という観点から、そういった観点からもしっかりと入札事務についても検討してまいりたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ルールに基づいて、今、3点目の57号ですけども、やるのは、それは当

たり前のことなんで、ただ、チャンスも含ませてですね、そういった潜在的能力が大津町にはないかっということを持っというていただきたいという意味ですね。また、教育長が出られて、教育委員会の中、また、GIGAスクールの考え方というものを言われました。ただ、今の答弁を聞いていて、例えば、これ質問であり、質疑ですから、今の答弁について、またちょっとおかしいなと思ったりする部分が、私あるんですよ。

教育の資質を高めるっていうのは、例えば、今後55号56号でハードを整備するっていうのは、もちろんこう重要なことだよっていうのを言われたのかなと。それと、GIGAスクール構想もあわせてやっていくというのは分かります。

私、本当勉強嫌いでしたから言うのも何なんですけども、教育が充実したか、してないかというのを図るのは社会なんですよ。実は、実社会で図るんです。そこの点数ではないんです。今のですね、経済発展とか、例えば、失業率とか、生活保護率とかですね、自殺がどれぐらい多くなったとか、そういったもので図るのが本当の教育の結果なんですよ。だから、私は、もう教育者とよくこうすれ違うんですけども、結果を見ているんですよ。結果としてどうなるのか。だから、この55号、56号が結果としてよくなればいいですよ。問題はそこなんです。もう極論を僕は言っているんです、私は。そこの点数が良くなったとか、そのICT機器いろんなものを使えたとかいうような低レベルの話じゃないです。そういったものは、今使っているのはですね、10年後使えませんから。そういう意味ですよ。

ですから、そういったものの計画をきちんとですね、将来を見据えた55号、56号、57号であってほしいなという意味で質疑をしました。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第55号、大津町立大津小学校増築及び改修工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、大津町立大津北中学校増築工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第57号、学校給食用食器購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。11時から再開したいと思います。

午前10時42分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第58号 令和2年度大津町一般会計補正予算（第4号）について  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第7、議案第58号、「令和2年度大津町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 提案いたしました議案につきましては、ご議決いただきまして誠にありがとうございます。

早速、議案第58号、令和2年度の大津町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、国の地方創生臨時交付金の追加交付に伴い、新型コロナウイルス対策関連の補正でございます。ひとり親世帯や非課税世帯に対する臨時特別支援金、中小事業者向けの家賃支援事業、観光業を支援するための宿泊客誘致緊急対策事業などを補正の主なものとしておりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出3億869万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を223億7千186万3千円としたものでございます。

議案第58号につきまして、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、所管部長より、詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第58号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金の追加交付に伴い、新規事業の計上、あるいは既存事業の精査等により行うものでございます。

新規事業で主なものとしたしましては、今回、新たに国の事業となりました、ひとり親世帯への臨時特別給付金事業に係る上乗せ給付や、非課税世帯への臨時特別支援金、中小事業者向けの家賃支援事業、それから、観光業の支援を目的とした宿泊客誘致事業などがございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて、別紙補正予算の概要をご参照をお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億869万9千円を追加し、予算の総額を223億7千186万3千円とするものです。

それでは、歳出からご説明をいたします。12ページをお願いいたします。

款の2、項の1、目の21新型コロナウイルス感染症対策につきましては、役場のテレワークやリモート会議等の推進事業、それから、感染症対策に取り組まれます乗合タクシー事業者への補助金になります。

節の10は、端末操作に係るマウスなどの消耗品、節の11役務費は、リモートシステムに係る通信運搬費になります。

節の12委託料、節の13使用料及び賃借料につきましても、それぞれリモートシステム導入に係る委託料とシステム使用料になります。

節の17備品購入費は、リモート会議、それからテレワークなどで使用しますタブレット端末等、計83台分の購入費用になります。

次に、節の18補助金は、感染症対策に取り組んでおられます乗合タクシーの3事業者に対しまして、1事業所30万円の協力金を交付をするものでございます。

13ページをお願いします。

項の4選挙費、目の6新型コロナウイルス感染症対策費は、投票所での新型コロナウイルス感染拡大防止を図る目的としまして、節の10で、アルコール消毒液等の消耗品を計上し、節の17備品購入費で、投票用紙の自動交付機54台分を計上するものでございます。

続きまして、款の3、項の1社会福祉費、目の12新型コロナウイルス感染症対策費、節の1報酬から節の8旅費につきましては、後ほど節の18補助金でご説明をいたします、生活支援臨時特別支援金事業に係る会計年度職員1名分の報酬、期末手当、費用弁償になります。

次に、節の10需用費、消耗品費は、今回、国の事業となりました、ひとり親世帯臨時特別給付金事業について、受付事務を町で行うこととなりますので、コピー用紙など受付事務に係る消耗品等を計上するものでございます。印刷製本費につきましては、生活支援臨時特別支援金事業に係る封筒代になります。

それから、節の11役務費は、国のひとり親世帯臨時特別給付金事業に係る郵送代に加えまして、町の上乗せ事業分の郵送代、それから生活支援臨時特別支援金事業の郵送代も含まれております。振込手数料につきましては、町の上乗せ事業、それから、生活支援臨時支援金事業に係る手数料になります。

14ページをお願いいたします。

先に節の18補助金からご説明をいたします。

補助金のひとり親家庭等臨時特別支援金につきましては、今回、国の補助事業となりました、ひとり親世帯臨時特別給付金事業におきます、町の上乗せ事業でございまして、国の事業の対象となったひとり親世帯に対しまして、対象者1人当たり2万円を支給するものでございます。

次の4の生活困窮者相談支援助成金は、新型コロナウイルスの影響により、生活が困窮されている方の支援としまして、社会福祉協議会が実施いたします事業に対し、助成をするものでございます。

次の5の生活支援臨時特別支援金につきましては、非課税世帯に対しまして感染症対策費用の支援としまして、1世帯当たり2万円に、世帯員1人当たり5千円を加算し、給付をするものでございます。

節の12委託料につきましては、ただいまご説明をいたしました、ひとり親家庭等臨時特別支援金と、生活支援臨時特別支援金に係るシステムの改修委託になります。

続きまして、款の4、項の1、目の9新型コロナウイルス感染症対策費は、避難所における感染症対策物品といたしまして、節の10消耗品費で、段ボールベッド100台分と、節の17備品購入費で、サーキュレータ等5台分等を新たに計上をするものでございます。

15ページをお願いいたします。

項の2清掃費、目の2新型コロナウイルス感染症対策につきましては、窓口におけるごみ分別の問い合わせによる感染リスクを削減するために、ごみ分別アプリを導入するものでございます。

節の12委託料は、アプリの構築業務委託で、節の13使用料及び賃借料は、アプリの使用料を計上をいたしております。

次に、款の6、項の1、目の11新型コロナウイルス感染症対策費、節の18補助金の2肉用牛肥育経営安定支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収が著しい肉用牛の肥育農家に対し、肉用牛経営安定交付金制度に係ります負担金の一部を支援するものでございまして、肉専用種は1頭当たり1万円、肉専用種以外は1頭当たり3千円を補助するものでございます。

その下、3の茶生産者経営安定支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収が著しいお茶農家に対しまして、国の事業の上乗せとして、10アール当たり1万円を交付するものでございます。

16ページをお願いします。

款の7、項の1、目の6新型コロナウイルス感染症対策費、節の12委託料の宿泊客誘致緊急対策事業委託につきましては、疲弊した観光業を支援するために、1人1泊当たり上限6千円の宿泊費助成などを行い、地域経済の活性化を図るものでございます。

その下の節の18補助金の3、新型コロナウイルス感染性対策家賃支援給付金は、国の家賃支援給付金の上乗せ事業でありまして、収入が減少しました中小事業者の家賃について、国が3分の2のみまして、その補助残の3分の1分を3カ月間助成をするものでございます。

次に、款の10、項の1、目の2事務局費、節の12委託料、GIGAスクールサポーター業務委託は、一人一台端末整備の早期実現を図る目的として、ICT環境整備の設計や、使用マニュアル作

成などについて業務委託を行うものであります。

続きまして、節の17備品購入費は、臨時休校などの状況においても、遠隔操作などにより、学校と児童・生徒のやりとりが円滑にできる環境を構築するためにマイクセット、あるいは端末等を導入するものでございます。

次に、目の3新型コロナウイルス感染症対策費は、各小中学校の感染症対策物品の購入費用でございまして、節の10消耗品で消毒液など、節の17備品購入費でサーモグラフィーやパーティションなどの購入費用を計上しております。

続いて、17ページの下段ですけど、項の5社会教育費、目10新型コロナウイルス感染症対策費は、生涯学習センターや文化ホール、大津地区公民館分館などの感染症対策に係る費用でございまして、節の10消耗品で消毒液等を、節の17備品購入費でサーモグラフィーですね、カメラを導入するものでございます。

18ページをお願いいたします。

項の6保健体育費、目の4新型コロナウイルス感染症対策費の節の10消耗品と節の17備品購入費は、大津町総合体育館の感染症対策物品でございます。節の10で消毒液、それから、節の17でサーマルカメラの購入費用を計上しております。

次に、節の18補助金の2、大津町学校給食費保護者負担軽減補助金は、夏休み期間短縮に伴います保護者負担の軽減を図ることを目的としまして、8月分の給食費について支援をするものでございます。

次に、款の13予備費で財源調整をしております。

続いて、歳入についてご説明いたします。11ページをお願いいたします。

款の15、項の2、目の1民生費国庫補助金、節の3社会福祉費補助金は、新たに国の補助事業となりました、ひとり親世帯臨時特別給付金事業の事務費分に係る補助金になります。

次に、目の4教育費国庫補助金です。節1の小学校費補助金と、節の2中学校費補助金のうち、学校保健特別対策事業補助金につきましては、各小中学校の感染症対策物品購入に係る補助金でございます。

また、公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクール構想推進に伴います、スクールサポーター業務委託や遠隔操作用端末整備に係る補助金でございます。

次に、目の5総務費国庫補助金は、国の補正予算第2号によりまして増額されたことによる、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金でございます。前回の補正予算と同様に、国の補助事業の上乗せ、それから、町独自の新型コロナウイルス対策に係る費用に充当をするものです。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） まず、新型コロナウイルス感染症対策費の委託料、宿泊客誘致緊急対策事業委託につい

てお伺いをいたします。

まず1点目は、国もG o T oキャンペーンという取り組みをしておりますけれども、これとの関係性とか、併用できるかとかっていう料金体系ですね、まずは。それと実施時期とか、この取り組みで誘致をしたいような人とか、団体をどのような人をターゲットにしているのかというような事業プランについてお伺いをしたいと思います。

2点目はですね、この約5千300万円を直接事業者の人に観光業の方々に支援金という形で給付するというような取り組みも考えられるんじゃないかと思うんですけども、そして、その支援金で新しい観光の取り組みであったり、PRとかですね、そういうのに使うというような考え方もあるんじゃないかと思えますけども、そういうものとの比較をされて検討されたのかどうかをお伺いをさせていただきたいと思えます。

それともう1点は、同じく、新型コロナウイルス感染症対策費で、段ボールベッド100台を導入をすることになりましたけれども、言ってみれば、その段ボールベッドの保管場所ですね。これはどこに置いておくのか。

2点目は、その100台をどのような避難所で使い方をするのか。どこの避難所でその100台ですから、数はちょっと限られていますので、その100台をどういう使い方をするのか。それと、将来的に100台では足りないと思えますので、将来、予算確保して増やしていくようなことになると思うんですけども、そのような将来の計画とかがあればお伺いをさせていただきたいと思えます。

2点、お願いします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） ただいまの宿泊客誘致緊急対策事業の質疑についてご説明をさせていただきます。

まず、G o T oキャンペーンとの併用ということですが、併用についても一応検討を行いました、全協でもご質問がありましたが、本日が熊本県の地域説明会ということで、熊本市のほうであっております。併用ができるのか、できないのか、この辺についてはですね、その説明会の内容を受けまして、今後、また精査をしていきたいと思えます。

それから、実施月につきましては、この予算計上時では、熊本県のほうが7月8月、県のキャンペーンをやっており、それが終了するという予定でしたので、9月以降のそれを継承するような事業ということで9月の開始を考えておりました。ただ、感染症が昨日37人出ましたように、このような状況ですので、実施時期については、十分注視して、いつから始めるのかというのは判断をする必要があるというふうに考えております。

それから、対象者につきましては、本町の場合が約7割がビジネス客、3割が観光客というふうにお聞きをしているところでございます。基本的には、その方々を対象にすると。ただ、観光客につきましては、大津を拠点にですね、熊本市、天草、阿蘇、山鹿等々に行かれるのに非常に利便性が高い町であるということで、そのような拠点にもなっているということでもありますので、実施できればですね、このような割合も増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、この事業をするよりも直接支援金を交付してはどうかというようなお話で、その検討もあったのかというご質問だったかと思います。この点についても、いろいろ検討を行いました。まず、経過につきましては、他自治体で宿泊券の支援事業がございまして、他町に流出してしまうというような危機感からホテル連を中心に対策をやってほしいという強い要望があったという経緯がございまして。移動自粛が解除されまして、若干の回復傾向はありましたが、現在の稼働率は、ホテルによって若干の違いがございまして、約4割程度でございまして。ホテルの稼働率の分岐点と申しますか、収益の分岐点と申しますか、約6割から7割の稼働がなければ非常に経営は厳しいというふうにお伺いしているところでございます。

このような経過を踏まえますと、集客をして、宿泊客の増加をさせるという点が喫緊の課題であるというふうにご認識をしたわけでございます。それにあわせて、2千円程度の飲食店、交通関係も使えるクーポンを使えるセットにすることでですね、相乗効果、波及効果が考えられます。また、飲食店についても、防止対策をやることでお客さんに来ていただけるというような啓発とか、波及効果もございまして、そのようなことを考慮いたしますと、この事業に取り組むべきではないかというふうなことで結論に至ったような状況がございまして。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 豊瀬議員の質疑にお答えいたします。

段ボールベッドについての質疑だというふうに思っております。段ボールベッドの保管につきましては、密を避けるために避難所となる各施設の4分の1程度のスペースを使って設置するというところで算定し、設置可能な数を100台といたしております。具体的には、町の指定避難所であります総合体育館に50、福祉センター、矢護川コミュニティ、人権啓発センター、また大津の公民館分館にですね、それぞれ10台の計の100台というふうに考えております。

備蓄の場所につきましては、楽善倉庫並びに矢護川のコミュニティセンターを考えているところでございます。

今後ですね、さらに必要な数等が出ればですね、検討していきますけれども、なかなかその保管場所がですね、スペース等を検討しながら購入数につきましてはですね、さらに検討が必要かなというふうに思っております。

ちなみに、先月起きました県南の豪雨災害はですね、国からのプッシュ型の支援ということで、段ボールベッド含む支援物資が被災地に届けられたということを聞いております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 段ボールベッド関係の避難所での運用方法について、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

当然、段ボールベッドについては、今回のコロナにとってはとっても有効ということで、各自治体で取り組まれてございまして、町計画については、先ほど住民福祉部長が申し上げたとおりです。当面

100台ということで入れておりますので、まずは、その現在、通常でよく開設します5カ所ですね、避難所に対して、できればそちらのほうにできる限り配置をしたいというふうに考えています。場所につきましても、早急に使えるようにそれぞれの公共施設のほうに配置をしたいというふうに思っております。ただ、おっしゃいますように、避難所は、指定避難で23カ所ございますので、当然100台では足りませんので、今後、それを広げていくためには、今後の地方創生の交付金で第3次がまた次出てきますので、そういった中でさらに増やしていったら、全体、23カ所がですね、すべて整備できるような形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） この宿泊客の誘致の事業なんですけれども、一番の目的は、需要喚起だと思うんですよ。もともと需要がない人たちに喚起させて、掘り起こすという取り組みが一番大事になってくると思うんです。そこに力を、ほかの自治体もされていると、国もそういうことでされていると思うんです。もともと来る人はターゲットじゃないんですね。だから、もともと来る予定のビジネス客とかに、例えば、この助成をしてもですね、それ助成をする意味がないです。もともと来る予定にある。ただ、今自粛をしているので、そういう出張とかが減っているのではなかなか大津町のビジネスホテルには泊まってもらえてないんじゃないかなということは思います。で、これ県とかですね、市が今やって、阿蘇とか菊池、水俣なんかも今度やられるそうですけれども、こういうところはですね、通常、高く泊まれないような1泊2食付きの温泉旅館とかですね。それとか、熊本市内なんかは、高級なホテルです。そういうところでの需要がやっぱり一番多いというような話です。観光業の方々から言われるとですね。ですので、通常、地域性としてですね、大津町のビジネスホテルとかがこれで事業喚起で、この取り組みでですね、選ばれるかということ、なかなかその通常ビジネスホテルとかはそんな高くないですから、普通は出張とかそういうところで泊まりますけれども、家族旅行であったりとか、友達とかで旅行するとか、そういうのではなかなか選ばれる需要が喚起されるような場所じゃないと思うんですけれども、そのようなところですね、この地域性というのはほかの市町村とは違うと思うんですけれども、そのあたりはどう思われますか。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 豊瀬議員の質疑についてご説明いたします。

確かに、おっしゃるように、先ほどご説明いたしましたように、大津については、ビジネス客が約7割ということになっております。これについては、この旅費については、おそらく社費で賄われる部分であって、うちが誘客をしなくても来られるという部分は確かにあると思います。現在、ホテルのほうに最近聞き取りした中でも、県のキャンペーンを使って九州管内で公共交通機関ではなくて、レンタカーを借りて来られるお客さんが移動自粛後、解除後ですね、増えておられるというような情報も得ているところでございます。うちの地域性としましては、そういう状況でございますが、この交付金を使っておいでいただくにしろ、社費を使っておいでいただくにしろ、第一の狙いについては、集客をさせていただいて、利用率を上げる、泊まさせていただく。その方々を飲食店に、安全対策をした上で飲食店に誘客をして、消費していただき、相乗効果をやっていただければというような観点で

考えておりますので、確かに、おっしゃるとおり、なかなか行けないホテルにですね、これを機会に利用して泊まろうというような地域性のある地域もあるかと思いますが、本町の場合は、今ご説明したみたいな社費による宿泊も町の経済の糧と申しますか、原資になるのではないかというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） この取り組みに関しましてはですね、ほかの市町村との差別化とか、やっぱりその辺は考えて、時期とか、いろんな取り組みの料金プランとかですね、考えていかないと地域性がやっぱり違うと思うんですよね。ですので、本来、助成をする必要がない人に助成をしたりとか、助成をしないといけないのにそういう対象となるようなホテルがないとか、そういういろんなちぐはぐな取り組みになったらこの5千300万円の使い方があまり有効に使われない可能性もありますのでですね、費用対効果を考えて、しっかりこの助成をしないといけないところに助成をしていただいて、誘致をしていただくと。需要喚起をできるような取り組みにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第58号について、質疑させていただきます。

少し重なる部分もあるかもしれませんが、私も先ほどの16ページの宿泊客誘致緊急対策事業委託に関して質疑いたします。

前提としまして、大変今、飲食業とか、観光業、厳しい状況にありまして、大津町の将来の経済とか、まちづくりを考えた上でも、ここへの重点的な支援というのは必要だと私も考えております。その上での質疑なんですけども、全員協議会でも触れたことになりましたけども、4点ございまして、まず1点目が、住民の方への安心というのをどう伝えていくかということですね。例えば、熊本も最近増えてますけども、特に多い地域だとか、あるいは福岡だとか、そういったところからいろんな方が来る可能性がある。そうなってくると、宿泊業と飲食業はまた別になってくるんですけども、飲食店に関して、例えば、そういった方々がたくさん流れてくるから地元の方がちょっと怖いから行きたくないということにつながったりだとか、そういったことも起こり得ると思うんですよね。ですので、そこを最大限カバーするというか、補完するというか、そういった説明なり、施策なりも必要だと思うんですけども、そういった議論があれば教えてほしいと思います。

2つ目が、先ほどの同僚議員の話とも重なりますが、G o T oとの併用のところで、こちらも全員協議会でお話しましたが、結局、国が5割補助する施策があって、それと競合する形で、町の創意工夫で使えるお金をぶつけて行くというのは、あまりやはり筋がいいとは思えないので、可能であれば上乘せしたいと思っています。今日、県の説明会というお話ありましたが、ちょっとネットの記事で大変恐縮なんですけど、ちょっとネットで調べただけでも併用を国が止めてはいない。か

つ、場合によっては旅行することで儲かるような自治体も生まれてきているということがありました。ちょっとネット記事などで裏取りはできてないんで、大変恐縮なんですけども、そういった点も含めて、何か今日説明会でというの、ちょっと動きとして正直遅いのかなと感じてしまいました。ここは意見になってくる、答弁できれば答弁していただきたいんですけど、多分、それ以上の答弁出てこないと思いますので。

3番目がですね、一つ、今、外需の話ばかり出てますけども、一方で、その内需の喚起というのもしていかないといけないと思うんですよ。結局、旅行者というのは、基本的には一度切りだと思われて、一方で、大津町民の方はたくさんいらっしゃって、あるいは近隣の自治体ですね。そういった方をいかに安全・安心に、特に飲食業になってしまいますけども、使っていただくかというところで、例えば、合志市さんがやってたようなテイクアウトの補助で、テイクアウトを経験したことない方に一度経験してもらって、その中からリピーターになってもらうだとか、あるいは、今また団体客のキャンセルが相次いでいるという話を町内でもよく聞きますので、その点も踏まえて、例えば、お一人様とか、少人数の町内の懇親会というか、飲食店の利用に対して補助を付けていくだとか、あるいは、この熊本県大津町で需要があるかわからないんですけども、一時期流行ったお一人様で近場のホテルに泊まるような、こうするとなかなか飲食店の波及効果は薄くなるんでしょうけども、そういったことだとか、そういったところまで検討した上で、ここの施策が出てきたのかどうかというところを伺いたいと思います。

4点目がですね、これ仮に執行残が出てしまった場合には、どういうスケジュール感でどのような対応を今考えているのかというところを伺いたいです。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 金田議員の質疑についてご説明申し上げます。

まず1点目の町外者が来町されると、住民の方の不安の払拭という点についてでございますが、現在、自粛の解除が取れたあと、現実的に県内外も含めてホテルにはお泊りの方がいらっしゃいます。お仕事の関係、観光の関係もございますが、制限がございませんので。それを交付金を用いた政策で誘客するにあたっては、十分その辺の配慮をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。最終的には、町でこういう政策に出しているところでございますが、7月1日に、先ほど申しました、ホテル連、それから、同様に7月の17日に商工会からも飲食・宿泊をセットにしたそういう支援策ができないかというような強いご要望がありまして、先ほどご説明したとおりですが、観光協会も交えまして、こういう政策に至ったという経過はございます。当然、商工会さんと協議をする中でですね、セミナーですとか、講習会をやっていきますというようなお話も伺っております。それから、業界団体のガイドライン、それから、県が出しております熊本感染防止対策の取り組み宣言等ですね、宣言をしていただく等の対策を取っていく必要が、町が政策としてやっていくのであればですね、そういうお店に誘客していくような施策を取っていく必要があると、そういう形で少しでも不安を解消していく必要があると思います。ただ、現状の拡大状況におきましては、非常

に県外から来られるということには不安もあると思われしますので、九州の中では熊本が今一番多い状況ですので、逆のパターンも考えられますので、実施時期については、十分検討する必要があると考えております。

それから、この政策以外にテイクアウト補助ですとか、キャンセルの補助、お一人様の宿泊みたいなプランも検討したのかということですが、先ほどの関連団体と町で採算協議はいたしました中で、この事業をですね、ぜひやっていただきたいというような経過もありまして、町の最終的な判断としても事業を計上するというような経過はございました。

併用については、先ほどご説明したとおり、時期的に、確かにうちとしても遅いという感がございますが、まだG o T o トラベルの登録申請は済んだが、決定が来ていないとかいうホテルもございますので、その辺についてはですね、国のほうも急遽全国一斉のスタートと、当初の話とは違う部分かなりございますので、しっかり情報は収集してまいりたいと考えております。

それから、執行残につきましては、このほかの事業につきましても、町単独事業、国の上乘せ事業やっておりますけども、一定期間経ったところで検証を当然していくべきものと思っておりますので、有効な施策の増額を行ったり、菊池管内経済部長、県北も入れた会議をやっておりますので、その辺で常に情報収集はしておりますので、他市町村の有効な施策を参考にですね、交付金は有効に活用していきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 質疑いたします。

ちょっと特にG o T o との併用関連になってくるんですけども、伺いたいのがですね、業界団体の方々と協議してきたのは十分わかるんですけども、7月1日が始めでしたっけ。問題はですね、その間ですね、例えば、一時減っていたコロナの患者数が増えてきて、また、警戒度数も上がっているという外部環境だとか、あるいは、国が急遽G o T o の開始をスタート、早めてきた。おそらく、多分協議始めた段階ですと、少しは落ち着いてくるだろう、夏にかけて、秋にかけてというところだとか、国のG o T o ももう少し時間かかるだろうと、そういう状況があったのじゃないかと推測しているんですけども、そういった状況の中で、前提条件が変わってきているのであれば、多分、施策の見直しとかも必要になってくると思うんですよ。県との調整とか、なかなか町独自で動けない部分もあるので臨機応変となかり行かないと思うんですけども、その協議の時期だとか、意識形態のタイミングとか、今から見直せるかどうかだとか、そういったところを少し伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） ただいまの質疑についてご説明いたします。

要望の経過を踏まえますと、可能であれば実施したいというふうに考えておりますが、今ご指摘のような状況がございます。感染の拡大、それから、G o T o キャンペーンの経過、いきさつがございますので、関係団体とも協議を行いながら、実施時期も含め、他の支援策も含めたところで柔軟な対応も必要であるというふうには考えているところでございます。

実施時期とかについては、ちょっとこの場ではまだ明言がちょっとできないところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 宿泊と飲食関係との両セットで今予算あげさせていただいております。基本的には、大津町には、ビジネスホテルをいかに継続して力を付けて、今後とも大津でビジネスホテルのお願いを我々としてもしていかなくちやならない。それは、いろんなイベント関係がございまして、例えば、上津江なんかでの10月ごろ大会ありますけども、そのお客は大抵大津のビジネスであって、菊池とか、阿蘇ではなく、大津のほうにお泊りになるというようなことでありますし、今、宿泊関係が菊池とか、阿蘇の温泉でなくして、こういうビジネスのような形に流れが変わってきておりますので、そういう意味において、ぜひこのビジネスホテルの力を付けたい。ビジネスホテルの協議会のほうからもお話がっておりますように、何らかの支援をお願いできないでしょうかと、今までの固定客、お得さんが熊本とか、阿蘇とか、菊池に泊まっていかれると、その期間、また我々は苦しくなりますというような状況をお話していただきましたので、じゃあ何らかの形を検討させていただきますということで、今回、こういう形でビジネスの支援、もちろん、その支援とともに、大津町の食事をうまくPRしたいというために、商工会の会員の皆さんの方々に頑張ってくださいのためにも、大津で食事をしていただくためのそういうサービス券と一緒に付けて、ホテル利用とそれでうまく持っていければなというようなことで、担当のほうにもそういう形で指示をさせていただいております。今後の大津町のビジネスホテルの発展と大津の食の文化をしっかりと持ち上げるために、今支援をしておかなくてはというような形で、そういうつもりで支援をさせていただいております。もちろん、やり方について、今、担当のほうも今検討をしておりますが、時期の問題というか、たまたまこういう時期になりましたので、しかし、9月1日からというような形でPRちゅうか、そういう宣伝は早速していただく。そのためにも、町内にある旅行会社関係とも連携を取りながらしっかりとその辺の支援をやっていければなということで、今予算をあげさせていただいておるというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 趣旨はよくわかりましたが、すみません、私の伝え方がおそらく悪くて、特に部長にうまく伝わってなかったようなんですけども、私もですね、ぜひこの観光とか、飲食店の応援施策はやっていただきたいんですよ。ただ、問題はですね、例えば、このG o T oキャンペーンが前倒しになりましたと。おそらく、正直聞いている話なんですけども、当初、町はG o T oがもう少し遅く始まるだろうというところで、関係団体とも協議して、この町独自の施策を練っていたと。ただ、前提条件が変わって、国が前倒しでやってきて、予想以上にG o T oが早くなると。であるならば、その時点で、改めてG o T oありきを織り込んだ上で上乘せできないかだとか、そういった観点から改めて検討することによって、より町に割り当てられてこの臨時交付金を有効に使えたりだとか、あるいは、旅行者にとってもより魅力的なパッケージにできたりだとか、そういったことにもつながるんじゃないかというところを伝えさせていただきたかったところです。

以上になります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 3点ですね、お尋ねしたいと思います。

まず一つはですね、今回、ちょっと感じておりますのが、コロナ対策にかこつけてないかということなんです。まず、行きますと、先ほどの教育設備の話でもありましたが、GIGAスクールの端末の配備、本来の目的とこのコロナの中で活用される場面というのが、順序が逆になってしまっている答弁がありました。それは教育長のほうがあとでですね、修正をされたんですけども、そのように、本当のその重要性というものが本来別のところにあるものがコロナによってですね、この交付金の中に織り込まれてしまっていないかということについてです。例えば、その段ボールベッドの話、先ほど出ました。どのように配分するかとかですね。段ボールベッドはもちろん床に寝よりはウイルス対策にとって有効だということはもちろんわかっておりますが、本来、段ボールベッドってコロナ対策で入れるものなんでしょうかという話なんです。本来は、防災の枠組みの中で準備されるべきもの。それがここに入ってくる違和感というかですね、それが悪いことだとは言いません。けれども、どうなのかなというところですね。ほかにもごみ分別のアプリとかですね、あとその投票用紙の自動交付とかですね、本来もっと違う筋で考えなければならぬものっていうものがこの中に織り込まれてしまっているような気がします。そうしたそのフィルタリングってというのはどのようにしてこの予算を立てられる中でですね、やっていかれたのかということについて、まずお尋ねしたいと思います。

それから、次がですね、2番目は、漏れはないかということですね。今、先ほど、これまで入れちゃっていいのってというようなものがあって、でも、本来そのお金があれば別のことに使える枠というのもあったわけなんです。そうした時に、今回出てくる生活支援だとか、ひとり親家庭だとかですね、そうした支援というのはこれはもちろん大切なことです。それに上乗せをしますというもので、十分理解できます。しかし、こうした枠組みに入ってきていない、見逃している人がいるんじゃないのかなというところですね。それがどういう人だと、私ここでは言いませんけれども、そうした人たちがいないかというような確認する作業、アウトリーチでですね、確認する作業というのをきちんとなさったのかなというところをですね、次にお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは具体的な話になりますけれども、町の職員の方がですね、リモートで、自宅で作業をするように環境を整えますということなんですけれども、それちょっと具体的なイメージをですね、少しお聞かせいただければなと思います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今、大きく3点ご質問があったかと思えます。

今回の地方創生の交付金について、コロナ対策という位置付けの中でこういった予算付けをしているかということだと思います。今回のコロナ対策に応じまして、もともといかに感染症対策予防をやっていくのか。そして、事業継続あたりをどうやっていくのか。そして、住民の生活支援をどういった形でやっていくのかと、それにあわせて、また新たに、新しい生活様式の中でどのように対応

していくのかという、新たな課題も出てきておりますので、我々災害対策本部の会議も定期的に関わっておく中で、それぞれ各部長のほうからそれぞれ各団体、あるいは各住民の方がですね、今どういった形でお困りになっているかという情報収集をしております。そういった中で、それぞれ今回の地方創生の第一次、それから第二次の事業調整については、各部から情報をあげてもらっています。まず、やはり早急にやるべき、その中でですね、まず、コロナ対策として、冒頭申し上げましたような内容の中で、早急にやるべきものについては早急に取り組むということで予算を計上をしておるところです。当然、段ボールベッドとかもありましたけど、あれも感染症対策ということで、非常に有効なところで、それぞれの避難所あたりでも使われておりますので、そういった視点からですね、あがってきた事業を精査して、限られた財源の中で交付金を今充当しているということです。それ以外に漏れがないかということですが、確かに、今の第二次までの約6億5千万円程度の事業費になっておりますけども、これで十分かということとまだまだこれから当然1カ月前にこれだけの感染が予想されてたかということ、なかなかそこまでの状況は掴めておりませんので、どんどん状況が変わっておりますので、当然、今やるべきことは何かという、今の状況の中です、しっかりと考えていきたいと思っております。

それから、今後出てくる第2波、あるいは第3波わかりませんが、それに向けて、これから、今二次までの計画を出しておりますので、秋口には第三次の計画を出すこととなりますので、そのときにですね、先を見据えた形での対応をできるために、いろんな関係団体、あるいは住民ともですね、それぞれ部長を中心に情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、最後のリモート関係でどういったことがイメージかと言いますと、ざっくり言いますと、例えば、テレワークということで、在宅で職員が業務をやるというようなことを想定する中で、我々、今役場の中で職員、机があって、その中にパソコンがあって、その中でいわゆる業務をやっていくわけですが、そのいわゆる机でやっている業務と同じようなことが自宅においてできるというようなことを想定しております。少し具体的に申し上げますと、いわゆる、限られた中でのSIMですね、SIMを使ってパソコンの中にそれを入れて、閉ざされたSIMの中で家に持ち込んでいるそれ用のパソコンと役場のほうのサーバーをつないで、実際的には我々が今ここで通常机の上でやっているようなパソコンをですね、リモートコントロール、ここでできているような内容をやるということで、実際の業務は自宅で行いますが、データ上はすべてこちらの役場のサーバーのほうで登録されているということですので、自前でやっているパソコンについては、いわゆる箱みみたいな感じで、ここを介して、そして、サーバーのほうで見ながらやるということですので、基本的な考え方としては、今役場のそれぞれのセクションの机の上でやっているパソコン、いわゆる事務ですね、それをそっくり家の自宅でやれるような形でやっていきたい。当然、それにはセキュリティとかですね、個人情報の兼ね合いもありますので、国のほうからも指針が出ておまして、マイナンバーに関することについては、そういったことはできない制限もありますので、情報計画を中心にどこまでの業務ができるのかというのを制限もかけながらですね、そういった情報については、しっかりとセキュリティあたりについても取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、リモートの会議ということで、あとタブレットあたりを使ってですね、自宅にいても、あるいは、遠いところにもそれぞれが幹部職員が情報共有できるような仕組みづくりができたらしらということで、今考えているところです。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） リモートの話はですね、今イメージでお伺いしましたけれども、まだもう少し検討する余地があるのかなというふうには思ったところですが、それはよしとして、最初ですね、予算の考え方のお話です。一つは、かこつけてないか、一つは、漏れはないかということでお尋ねしたんですけれども、その説明の中でですね、対策会議を開いて各部長からの声を拾い上げてっていうような説明がありました。よく言われるように、その事件は会議室で起こっているんじゃないと言いますけれども、実際の現場というのはどうなんだということを各部長さんたちがきちんと把握できているのかと。6月の定例会の中の議論で、例えば、コロナでステイホームしている間に虐待の事案が増えていますというような話があって、そうしたときに、じゃあだれがそういうときに動くべきなのかと。民児協とかですね、そういったところが具体的に動くべきじゃないですかっていうようなお話をしたところです。同じように、本当に困っている人、町が今見えてない人っていうのがいるんじゃないかと。そのためのアウトリーチが必要じゃないかということをお尋ねしたところなんです。そして、その答えがその会議室でっていうことだったんで、そうではないんじゃないですかということで、今後の取り組みとしてですね、そうしたその取り組みを一つ考えていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 先ほど対策本部の会議の中でということで申し上げたんですが、基本的に、部長のほうからですね、それぞれ今の現状あたりをこう情報を出してもらいますが、対策本部長である町長のほうからも、まずはそれぞれの自分たちの部が持っている所管の中でどういった現状にあるのかを、まず現状をしっかりと分析しなさいと。その中で課題を見つけて対策をうっていくというような指示を受けております。そういうことで、各部長においても、それぞれの所管の中でいろんな各種団体、あるいはいろんな住民の方との関わりがありますので、そういった状況の中で、今の現状をどんどん出してもらって、そして、その対策会議の中で検討をしていくということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今回の事態はですね、これまで見えてなかったところに非常に大きな被害が出ているというようなこともあります。そうしたところも踏まえて、これまでのチャンネルだけでは把握ができないんだということですね、一つ意識していただいて、取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 2点お尋ねをいたします。

1点は、先ほど出ました、いわゆる段ボールベッドですね、今回の球磨川の災害洪水で避難所を見てくださいけど、確か、相良村で段ボールベッドが使われて、結構使い心地はよいという話でした。ただ、今回のこの新型コロナ対策としてはいかがなものかということ。これはちょっと拭えないと。ただ、何が何でも今度の交付金を強制的に当てはめたという感じがしないでもないんですね。そこはやっぱりもう少し交付金を少し残しとってでも熟慮して使うべきではないかというのが一つ。

それから、具体的にサーマルカメラ、多分、カメラで熱を、人体の熱のある人を発見するというやつですかね。空港とかなんかで使われている分。多分、効果があるんだろうと思うんですけど、例えば、公民館等にこれを付けといて、そこに熱がある人を発見したと、これだれが管理するのかなど。今通った人は熱がありそうだと、あんたは熱があるからどうのこうのっていうのは、一体だれが管理するのかというの、どうも疑問ですので、そこまで考えてこのサーマルカメラを予算化したのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 段ボールベッドについての必要性のご質問だと思いますけども、避難所については、今までよく避難所の中では床にですね、そのままいわゆるごろ寝のような形で避難しておられたというのが結構多かったんですけど、今回の感染症対策を考えますと、ある程度パーティションをしながらちょっとある程度の距離をもちながら、そして、できるだけ床に触らないような形でですね、個別の形の対応をするためには、今回、コロナ対策として当然段ボールベッドは必要だというふうには考えたところで計上したところです。特に、段がありますので、高齢者なんかについてはですね、ある程度床で待機するよりは、そういった形での段ボールベッドという形で、感染症予防対策という形で、今回、避難所関係にですね、採用するという事で交付金であげているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） 荒木議員の質問にお答えします。

サーマルカメラにつきましては、今回、生涯学習センター、それから大津公民館分館、それから運動公園に今回予算をお願いしております。

どういった、だれが使うのかというところでは、一応、公共施設の管理者としてですね、今回、感染予防対策を十分に講じるといった意味で導入をさせていただいております。実際、使う場合は、その施設の管理者であったり、利用者であったりというところを一応今、考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 段ボールベッドが絶対いかんというわけじゃないですけど、無理やり、例えば、大津町に水害が発生して、何ていうかな、避難所に避難せざるを得ないという状況であればですね、あれですけど、直接コロナとは結びつかないですね。水害の避難所を見ますと、確かにベッドと段ボールで仕切りをつけて、隣りの人に飛沫が飛ばないようにとか、もちろんプライバシーもありま

すけど、そういう使い方は確かにされていると思いますけど、コロナにかかったらですね、そんな避難所におちおち寝てはおられんわけですよ。隔離しなくちゃいかんわけですから、そこはよく考えていただきたいと。やたらと急いで予算化するべきものではなかったんじゃないかということだったんです。それはもういいです。

このサーマルカメラですけど、例えば、その公民館に付けたと、ああ今通った人はすごい熱がありそうだとしたら、それは館長がやるんですかね。「あなたは熱がありますよ」と、「すぐ検査しなさい」とか、何らかの権限がないと、そういうことは難しいだろうし、相手のプライバシーもあるけん、何かそこまでちょっと検討しないと、やたらと付けただけで、「あなた熱がありますよ」なんて言われたら、相手だってトラブルが起きかねないということです。何かそういうほかで参考事例とかをぴしゃっと検証して導入されたのかということなんですよ。実際、使えるのかということですよ。だれが責任をとるのかと、そこをちょっと疑問ですのでお答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） 荒木議員の質問にお答えします。

今現在、こういった状況の中で、施設のですね、開放につきましては、十分こう予防対策を講じて、そして、利用者の方にも十分ですね、予防対策を検討していただいて、利用を今制限をかけてしているところがございます。なので、例えば、会議とかする場合には、そちらに参加される参加者の名簿であったり、そのときの体調、検温であったり、ある程度の間隔をあけて人数制限あたりで密にならないというような形で利用していただいております。なので、利用者の方々もそれぞれこう注意をしながら今利用をいただいておりますので、利用申請をされた方と、その辺は話をしながらですね、十分気を付けて利用していただきたいということでやっているところです。なので、あと人数が多いところでこう出入りがある場合にはですね、そういったサーマルカメラを利用して、ちょっと利便性を図られればというところで導入をするものでございます。

いろいろ今ほかの市町村でも、施設でもそういった利用がありますし、今、熊本県南で災害がっておりますけど、そういったところでも、避難所では多分されていると思いますけども、町の施設として、施設を管理する側としても十分そこは予防対策を徹底していきたいという思いで導入をさせていただくものでございます。

一応、施設の管理者のほうで使い方とかはですね、説明をしながら、もし利用者のほうで点検をしていただくというような形で考えております。もともと、今現在も施設を利用される際には、こういった形をお願いをしているところでございます。

あと、そのサーマルカメラの管理自体は、その施設の管理者が管理をしていくというところで考えているところです。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 機械は各施設ごとにですね、何台か入れさせてもらいますけど、それをだれが管理してやっていくのかという話だと思いますので、その辺についてはしっかりと運用規定をつくってですね、その中で運用をしていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） いずれにしても、段ボールベッドもこのサーマルカメラもないよりはあったほうがましというような感じ、何かどうも、泥縄式としか見えないところもありますので、ちゃんとせっかくの大切な予算ですので、また、町民と利用者とトラブルの基になったということであれば何のためにつけたんだということになりかねませんので、慎重に対応していただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 教育費の中の教育総務費について質疑いたします。

今回、消耗品という形で80万円ずつ上がっておりますが、これやり始めたならばおそらくずっともう通年で毎年当初予算にあがってくるのかなと思ったりしますが、要はですね、いろんなアルコール製剤やいろんなものを買っていくんだろうと思いますが、結局、もうなくてはならないものになってくるのかなど。そうするのか。それとも、これからのですね、ウイルスに対する不活化の施策として何かできないものかなど考えたときには、公衆衛生の徹底だろうと、私は思うわけです。ですから、学校においても、家庭においても、今求められておるのは、外出から帰ったならきちんとした手洗いですよね。そういったものから始めないと、アルコールがあればいいんだぐらいの感覚っていうのは、これはですね、公衆衛生では実はないんです。例えば、私の主治医の先生あたりが先生たちはどうやっていますかと聞いたならば、もちろん外出から帰ったならば手洗いの徹底ですねって。それと自宅に帰ったならばすぐにシャワーを浴びますと、そして着替えますということをやっぱり言われました。ですから、例えば、基本的にですね、その殺菌やそのウイルスの不活化をするためには、どういうことをするのが適切かというものを、今、学校あたりで教えていかないと、家に帰ってもそれをする。そういった形でですね、公衆衛生の徹底を町全体に広めていくんですよ。そして、その生徒たちが大人になっても、そういった概念を基に生きていくというのが、それが教育だろうと、私は思うんです。だから、ここで今のコロナ禍の中でですね、あげるなどと言っているわけではありませんが、もちろん教育に結び付けるものじゃなからんといかんという考え方はあってもいいんじゃないかなと思います。実際ですね、GoToキャンペーンとかもいろんなことが先ほどから出ておりますが、これっていうものは、欲をくすぐるものです。ですから、それが損か得かっていうことで人は動きますよ、本当に。少々具合が悪くても動く人たちが出てくるかもしれない。しかし、そんな中で、我々がそういったものに感染しなくて自己防衛をしていくというためには、自己責任も伴いながら動くというものもうまい具合こうやっていかなければならないという、求められる世の中になっているわけですから、そういったですね、私はこの備品に対してすぐ思ったのは、手洗いの徹底は学校でやっているのかなど、その生徒たちが家に帰ったら、お父さん、お母さん、帰ったらすぐ手を洗ってよって、ここ大切なんだって言うようなですね、ご家庭を広めていかないとっということですね。ですから、その教育にきちんと乗せて行く、こういったものを。それが必要だろうと思いますが、この点について、学校ではきちんとこれがあれば大丈夫っていう認識、先生方の認識があったらこれは危険ですよ、逆に。ですから、この点についてはどういった整合性があるのかを質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長羽熊幸治君。

○教育部長（羽熊幸治君） 永田議員のご質問にお答えしたいと思います。

学校でこういった取り組みをやっているかというところで、やはり児童生徒につきましては、やはり基本は手洗いが一番大事なんだよというところでの指導が各学校でやっていただいているところです。あわせて、消毒につきましては、施設の机であったり、頻繁に使う取っ手であったり、そういったトイレであったり、その辺の消毒をする液剤であったり、一応、あと備品関係では、教室の換気をよくするためのサーキュレーターであったりですね、パーティションであったりというのを一応想定して、今回、予算をお願いしているところでもあります。

ただし、議員言われますように、子どもたちへの指導としては、基本的にはそういった手洗いとうがいとか、そういったものが大事なんだよというところの指導はさせていただいておるところでございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第58号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第58号は承認することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和2年第3回大津町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

午後0時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年8月5日

大津町議会議員 桐原 則 雄

大津町議会議員 源 川 貞 夫

大津町議会議員 大 塚 龍一郎